

一般財団法人千工会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人千工会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、千葉県立高等学校の工業教育研究活動等に対する助成を行うことにより工業教育の充実及び発展に寄与するとともに、千葉工業同窓会の運営を支援し、千葉工業高等学校卒業生の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 千葉県立高等学校の工業教育研究活動等に対する助成
- (2) 千葉工業同窓会の事業運営に対する支援
- (3) 千葉市花見川区花園に所有する土地の賃貸
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分等の制限)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理

しなければならず、基本財産の一部を処分し、又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事又は評議員を除く理事又は評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない。

(資産の管理及び運用)

第7条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告、公益目的支出計画実施報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告、公益目的支出計画実施報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を備え置きするものとする。

(長期借入金の借入)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事又は評議員を除く理事又は評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第13条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に、評議員5名以上12名以内を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条から第175条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員のうち、評議員のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員の総数の3分1を超えてはならない。
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員会長は、評議員会において選定する。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分、担保又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

2 評議員会長に事故があるとき、又は評議員会長が欠けたときは、年長の評議員が議長の職務を代行する。

(定足数)

第23条 評議員会は、決議に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、担保又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第14条第1項又は第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選出した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その他法令に定められた職務を行うことができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第34条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第35条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。この場合において、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第40条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与の設置)

第44条 この法人に、任意の機関として顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、特にこの法人に功労のあった者とする。

3 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

7 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため所要の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第11章 補則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほかこの法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の前身である財団法人千工会は、元千葉県立千葉工業高等学校長北村丘氏の意志を尊重して設立（昭和30年12月）されたもので、設立当初の理事及び監事は、次に掲げる者である。

(理 事)	舟 橋 義 一	田 島 實 三	安 藤 四 郎
	大 木 音次郎	秋 山 豊	大 野 貞 治
	谷 口 栄太郎	三代川 菊 治	森 戸 林之助
	矢 島 新 蔵	櫛 田 龍 夫	山 越 完
	石 川 博	高 橋 次 雄	段 木 正 視
	森 勇 一	土 橋 兵 蔵	

(監 事) 粟 生 保 湯 浅 宏 三 川 時 郎

2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の最初の代表理事である理事長は佐藤勇吉、業務執行理事である副理事長は海保保及び小池忠良とする。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第34条の変更規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成27年5月1日）から施行する。

（第11条第1項第3号追加、同項第5号及び第6号改正、同条第2項改正、第19条第2号改正、第34条改正）

附 則

この定款は、令和2年度定時評議員会の終結した時（令和2年5月22日）から施行する。

（第3条一部改正、第5条見出し一部改正、第7条中見出し、第1項及び第2項一部正、第11条中見出し及び第1項一部追加、同項第1号及び第2号一部改正、第3項一部改正、第14条第1項一部改正、第15条中第1項一部改正、第2項から第9項削除、第10項改正、第3項追加、第11項を第4項に繰り上げ、第19条第1号一部追加、第22条第1項一部改正、同条第2項追加、第24条第3項一部改正、第25条追加、以下1条ずつ繰り下げ、第27条第1項第1号及び第2号一部改正、同条第2項、第4項及び第5項一部改正、第30条第1項一部改正、第31条第4項一部改正、第39条第1項一部改正、第42条追加、以下1条ずつ繰り下げ、第45条第2項一部改正、制定附則中理事名一部改正）